

日立労基協だより

第16号

発行所
日立市幸町1丁目21番2号
日立商工会議所会館1階
社団法人日立労働基準協会

電話(0294)23-3431
E-mail:roukikyo@sdi.or.jp
編集兼発行人 桜井 博

新年あけまして
おめでとーございませう



わたしの年でチウ

年頭のご挨拶



(社)日立労働基準協会
会長 柴田 文弘

また、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合が増加傾向にあり、過重労働や職場環境による健康障害や精神障害の労災認定件数が非常に多くなってきたことも考えられます。

新年あけましておめでとーございませう。会員事業場の皆様方には、日頃から日立労働基準協会の運営に對しまして格別なるご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。
昨年度の定期総会で野崎前会長の後任として皆様からご承認を頂き、また、理事以上の役員十二名が交代し、新体制での運営となりましたが、お蔭様を持ちまして平成十九年度の事業計画を順調に進めることができ、重ねて御礼を申し上げます。

当協会における昨年の活動を振り返ってみますと、技能講習及び特別教育の受講人員が増加していることに加え、安全衛生大会や研修会等の行事に参加する人員も増加し、大変充実した一年間であり、会社経営に例えるならば、「過去最高益を達成した」と言っても過言でない一年であったと思います。

一方で、日立労働基準監督署管内や茨城県における労働災害の発生状況を見てみますと、減少傾向が鈍化しており、逆に増加の局面を迎えつつあるのではないかと危惧しております。その要因としては、雇用形態が流動化する中において、未熟労働者に対する安全衛生教育が不十分であること、団塊世代の労働者が大量に退職することにより安全衛生に関するノウハウが十分に継承されないこと等が考えられます。

また、一般定期健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合が増加傾向にあり、過重労働や職場環境による健康障害や精神障害の労災認定件数が非常に多くなってきたことも考えられます。

こうした中、労働災害を減少させていくには、「計画 実施 評価 改善」という一連の過程を定め、安全衛生活動が継続的に行われる仕組みを構築し、本質安全化を追求していく必要があります。

会員事業場の皆様におかれましては、従業員の健康と安全の確保を経営の最優先課題とし、「災害ゼロ」から「危険ゼロ」を目指して積極的に安全衛生活動を展開して頂くようお願い申し上げます。

当協会と致しまして、関係官庁のご協力を賜りながら、会員事業場のニーズに応え昨年以上の活動が展開できるよう、尚一層の努力をして参る所存ですので、今後ともご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。
最後になりましたが、会員事業場の皆様へ、更に飛躍の年となることを御祈念申し上げますが、年頭のご挨拶とさせていただきます。

謹賀新年

(社)日立労働基準協会

役員一同

年頭のご挨拶



日立労働基準監督署長

細谷 克

新年明けましておめでとございませう。

日立労働基準協会会員の皆様方には、日頃より労働基準行政に対し、格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、労働災害は、茨城県全体としては減少傾向にあります。当管内においては増加しており、死亡災害については、一昨年は全産業において二名となっておりますが、昨年は全産業で三名の方の命が失われており、残念な結果となっております。

今年こそ、労働災害の大幅な減少、特に死亡災害は0を念頭に、諸々の対策を講じていきたいと考えておりますので、昨年に増しましてご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

小生、平成七年四月署長職を拝命して以来、約十三年、この職に在任し現在に至り、その間、いろいろな体験・経験をさせて頂いております。多くの人との出会いもあり、楽しい思い出も沢山ありますが、やはり、仕事中に人の命が失われるという死亡災害のことは、記憶から離れることはありません。

そういう案件に対処する度に、これだけは絶対にあつてはならないことであると、痛感させられます。万が一にも、このような寂しい思いを誰もが体験することの無いよう、当署職員も、一丸となつて頑張っておりますので、皆様におかれましては、今年も安全に最大のご配慮を頂きますよう、何卒、宜しくお願い申し上げます。

新年早々から、礼を欠くような挨拶となりましたが、これからも会員事業場の皆様方の労働基準行政に対するご支援・ご協力の程、宜しくお願い致しますとともに、皆様方のなご一層のご発展をご祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

謹賀新年

日立労働基準監督署

職員一同

腰痛発症のメカニズムと対処方法を学ぶ 平成19年度 全国労働衛生週間説明会を開催

9月5日(水)、日立労働組合会館において、各企業の安全衛生管理責任者及び担当者220名が参加され、平成19年度全国労働衛生週間説明会が、日立労働基準監督署のご後援により、盛大に開催されました。

初めに堀越副会長並びに細谷署長から挨拶があり、続いて全国労働衛生週間の実施要綱について、日立労働基準監督署第三方面の吉成安全専門官より説明がありました。

次に事例発表が行われ、平成18年度内閣総理大臣賞国民安全功労表彰を受賞された、日立原町電子工業㈱取締役経営サポート部長の遠藤富衛氏より「休業無災害32年の歩み」と題し発表がありました。永年継続している休業無災害は、経営トップの安全衛生管理に対する熱意が従業員の意識高揚に結びつき、全員一丸となり無災害職場の実現に取り組んだ成果であると、各種管理手法をはじめ、従業員からの提案制度等の紹介があり、参加者は熱心にメモをとりながら耳を傾けておりました。



最後に特別講演として、「職業性 疾病の予防について」と題し整形外科の第一人者である小松整形外科医院院長の中島宏氏より、ご講演をいただきました。

職業性 疾病の中でも特に腰痛に焦点を当てられ、腰痛発症のメカニズムを脊椎と神経の関連など、パワーポイントにて詳しく紹介され、その対処方法や予防方法について、判り易く説明いただきました。

腰痛は職業性 疾病の中でも発生比率も高く、参加者は最後まで熱心に聴講されており、たいへん有意義なご講演でありました。

特別講演 中島 宏氏

(3) 平成20年1月7日

平成19年度安全衛生研修会を開催

11月22日(木)、午後の半日を利用して、昨年と同様の3部形式による安全衛生研修会を、総勢62名の多数の参加をいただき、盛大に開催することができました。

第1部は、安全衛生管理優良事業場の見学会で、今年度は日立アプライアンス(株)多賀事業所のご協力をいただきました。安全衛生の取組みの紹介と現場の管理状況を見学させていただきました。

多賀事業所は日立の家庭電化製品の製造工場であり、洗濯乾燥機、クーリーナー、IHクッキングヒーターなど、家庭でなじみの深い製品であることから、参加者は興味深く熱心に見学されておりました。

安全管理面では正規社員とほぼ同数の請負・派遣労働者が混在していることから、請負者等への安全管理に力を注いでおられ、参考になることが多々ありました。

第2部の特別講演はホテル日航日立において、「スポーツ時事放談 真のプロとは」と題し、(株)スポニチクリエイト代表取締役社長の大隅潔氏より講演をいただきました。

大隅氏は元スポニチ常務取締役、元スポーツキャスターで、テレビでおなじみの方であり、スポーツ界にたいへん詳しく、その裏話には大いに参加者の興味を引いて、楽しい講演会となりました。

講演会の中で、真のプロとは、結果をきちんと出せること。人徳があること。技術がすばらしいこと。他人に訴える力があること。人と変つた事をする等、含蓄のある有意義なお話していただきました。

第3部の交流会にも大隅氏に出席いただき、和やかな雰囲気の中で、担当者同志名刺交換をはじめ交流を図っていただきました。



日立アプライアンス(株)多賀事業所にて記念撮影

平成19年 産業安全衛生関係各種表彰 受賞者紹介

1 無災害記録証

- ・(第2種) 日立電線(株)電線工場 日立市
- ・(第1種) 日立電線(株)日高工場 日立市

2 茨城県産業安全衛生大会表彰

- (1) 茨城労働局長表彰
奨励賞 ダイムラー・クライスラー日本(株)日立新車整備センター 日立市

(2) 社 茨城労働基準協会連合会長表彰

- 事業場賞 (株)モリマーコンボジット(株)中郷工場 北茨城市
功績賞 星野茂氏 日立電線(株)電線工場 日立市

(3) 建設業労働災害防止協会茨城県支部長表彰

- 事業場賞 (株)菅原工務店 北茨城市

(4) 陸上貨物運送事業労働災害防止協会茨城県支部長表彰

- 事業場賞 (株)丸連茨城支店 日立市

(5) 港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京総支部日立支部長表彰

- 事業場賞 (社)日本貨物検査協会日立事務所 日立市

3 (社)日立労働基準協会会長表彰

- (1) 優良事業場賞
・常陽電機工業(株) 日立市
・大石産業(株)バルブモウルド関東工場 北茨城市
- (2) 功績賞
・木村武夫氏 (協会運営委員)
・小原実氏 (技能講習講師)
・佐久間英二氏 (技能講習講師)



謹賀新年
(社)日立労働基準協会
運営委員会一同

監督署からのお知らせ(4～6面)

日立労働基準監督署管内の労働災害発生状況

日立労働基準監督署管内の労働災害については、平成17年の同期比で21件増、昨年同期比2件増となりました。また、死亡災害が3件発生してしまいました。

労働者の安全意識高揚のため、引き続き作業前の手順確認(定常作業、非定常作業)や交通安全教育の実施を徹底していただくとともに、機械・設備の作業前点検の励行等、事業場の安全レベルを向上させるための継続的な活動をお願いします。

平成19年労働災害発生状況

平成19年11月30日現在

	茨城県内		日立署管内	
	死亡災害	休業4日以上 の死傷災害	死亡災害	休業4日以上 の死傷災害
製造業	8 (+6)	807 (-5)	3 (+3)	64 (-3)
建設業	13 (+5)	321 (-10)	0 (-1)	27 (+6)
運輸・貨物業	4 (±0)	369 (-17)	0 (±0)	16 (-12)
その他の業種	8 (-7)	980 (+2)	0 (-1)	66 (+11)
合計	33 (+4)	2,477 (-30)	3 (+1)	173 (+2)

()内は前年同期との差

平成19年交通労働災害発生状況

平成19年11月30日現在

	茨城県内		日立署管内	
	死亡災害	休業4日以上 の死傷災害	死亡災害	休業4日以上 の死傷災害
製造業	1 (+1)	4 (-9)	1 (+1)	1 (±0)
建設業	0 (-3)	4 (-10)	0 (-1)	0 (-2)
運輸・貨物業	3 (+1)	45 (+2)	0 (±0)	3 (-3)
その他の業種	2 (-5)	106 (-50)	0 (±0)	10 (-2)
合計	6 (-6)	159 (-67)	1 (±0)	14 (-7)

()内は前年同期との差

死亡災害事例

平成19年11月30日現在

発生日等	業種	起因物	発生状況
1月10日 57歳 男性・作業員	自動車・同付 属品製造業	荷姿の物	建屋外にあった2段重ねのフレコンバック(1袋約1トン)のうち、下段のフレコンバックが何らかの理由で破損し、そこから内容物が漏れだしたため、被災者が補修しようとしたところ、不安定な状態になった上段のフレコンバックが崩壊し、被災者が下敷きになった。
1月31日 49歳 男性・技術者	重電機製造業	その他の 起因物	被災者は、平成18年11月8日より、技術管理者として福島県内へ出張していたが、平成19年2月1日に、同僚が出勤のため宿泊先へ迎えに行ったところ、呼吸していない状態で布団に横たわっている被災者を発見し、病院に搬送したが、1月31日午後10時に死亡していたことが確認された。
5月17日 35歳 女性・集配係	クリーニング 業	乗用車	被災者が運転するワゴン車がセンターラインを越えて、対向車線を走っていた大型バスと正面衝突した。 その際に、被災者が頭を打って死亡した。

(5) 平成20年1月7日

石綿健康管理手帳の交付要件の改正について

平成19年10月1日から交付要件が変わりました

労働安全衛生規則の改正により、石綿業務に従事した離職者を対象とする健康管理手帳の交付要件が平成19年10月1日から変更されました。これにより、一定の石綿作業従事歴のある方も健康管理手帳の交付の対象となります。

<健康管理手帳>

石綿を製造し、又は取り扱う業務に従事していた方については、将来、肺がんや中皮種などの健康障害が生じるおそれがあります。これらの疾病については、石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、離職後に発症することが多いため、健康管理手帳制度を設けて、離職後の健康管理を行っております。

健康管理手帳の交付を受けると、労災病院をはじめとする、指定された医療機関で決まった時期に、健康診断を6ヵ月に1回、無料で受けることができます。

<対象となる業務>

石綿（これをその重量の0.1パーセントを越えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務。代表例は以下のとおりです。

- ・石綿製品の製造工程における作業
- ・石綿の吹き付け作業
- ・石綿が吹き付けられた建築物や石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建築物等の解体等の作業
- ・石綿製品の切断等の加工作業

<健康管理手帳の交付要件>

次の（2）、（3）が新たに追加されました。

（1）両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。

（2）下記の作業に1年以上従事していた方。（ただし、初めて石綿の粉じんにはく霽した日から10年以上経過していること。）

- ・石綿の製造作業
- ・石綿が使用されている保温材、耐火被覆剤等の張付け、補修もしくは除去の作業
- ・石綿の吹付けの作業又は石綿が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業

（3）（2）の作業以外の石綿を取り扱う作業に10年以上従事していた方。

<申請に必要なもの>

離職の際には事業所の所在地を管轄する都道府県労働局へ、離職の後は申請者の住所地の都道府県労働局へ申請して下さい。労働局による審査後、交付要件に該当する場合には手帳が交付されます。

健康管理手帳交付申請書

申請者本人が記載した業務履歴

上記、に加えて

石綿作業に従事していたこと及び従事期間については記載された**事業者の証明書**

事業者の証明書が得られない場合、または不十分な場合には、**申請者の申立書**に加えて、石綿作業に従事していたこと及び従事期間について記載された2名以上の**同僚者の証明書**

事業者の証明書、同僚者の証明書ともに得られない場合、または不十分な場合には、**申請者の申立書**に加えて、**事業場における石綿健康診断の本人への通知結果、社会保険の被保険者記録、給与明細、雇用保険にかかる証明書**を添付して下さい。

交付要件の（1）に該当する場合は、レントゲン写真、CT写真、じん肺健康診断結果証明書等も提出して下さい。

茨城県の最低賃金

地域別最低賃金が10円引き上げられました

1 地域別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生年月日
茨城県最低賃金	665	平成19.10.20

2 産業別最低賃金

件名	最低賃金額 時間額(円)	効力発生年月日
鉄鋼業	770	平成19.12.31
一般機械器具製造業	758	平成19.12.31
電気機械器具、情報通信機械器具、 電子部品・デバイス、 精密機械器具製造業	752	平成19.12.31
各種商品小売業	726	平成19.12.31

【注意事項】下記業種には、平成11年12月31日発効の最低賃金が適用されます。

- 1 一般機械器具製造業のうち包装・荷造機械製造業、産業用ロボット製造業の事業場で働く労働者
- 2 電気機械器具製造業のうち電球製造業、医療用電子応用装置製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業、音響部品・磁気ヘッド・小型モータ製造業の事業場で働く労働者

件名	日額(円)	時間額(円)	効力発生年月日
一般機械器具製造業 (繊維機械製造業を除く)	5,805	726	平成11.12.31
電気機械器具製造業	5,786	723	平成11.12.31

最低賃金に次の賃金は含みません。

- 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
- 1箇月をこえる期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- 時間外労働、休日労働に対する賃金及び深夜労働における割増部分の賃金

この表の金額未満で労働者を使用した場合、最低賃金法違反となりますのでご注意ください。
比較計算式は以下のとおりです。

月給制の場合 : 月給額 × 12ヶ月 / 年間総所定労働時間 最低賃金額(時間額)
日給制の場合 : 日給額 / 1日の所定労働時間 最低賃金額(時間額)

ハローワークからのお知らせ

はじめよう電子申請

雇用保険関係手続の電子申請のご案内

事業主・被保険者のみなさまへ

雇用保険関係手続の多くは、平成16年3月より、インターネットを利用した電子申請が可能となっています。

電子申請による雇用保険関係の手続については、平成18年4月に添付書類の簡素化を実施するなど、更に便利にお使いいただけるよう措置を講じているところです。

パンフレットをお読みのみなさま、これを機に、是非とも電子申請をご利用いただくようお願いいたします。

電子申請(オンライン申請)とは？

従来、公共職業安定所の窓口で受け付けていた申請・届出等の手続を、お手持のパソコンからインターネット経由で電子的に行うものです。

これにより、多くの雇用保険手続が、ご自宅・企業の事務所等から、24時間365日行うことができます。

電子申請のメリットは？

電子申請にはこんなメリットがあります。

安定所の窓口へ
行かなくてすむ

安定所が閉庁している
ときも申請できる

手続により添付
書類を省略できる

申請書を取り寄
せる必要がない

チェック機能で事前に
記入誤り等を防止

～はじめよう 届出・申請 オンライン～

日立公共職業安定所 雇用保険課 TEL 0294(21)6441